

(企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会入室)

午前10時02分開議

1 付託事件審査

○**委員長(工藤 恵美)** おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。
議題の確認でございますが、配付のとおり進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長(工藤 恵美)** ありがとうございます。異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。

1の付託事件審査でございますが、提出者の説明につきましては省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**委員長(工藤 恵美)** 異議がありませんので、そのように決定いたしました。
議案審査に入ります。

それでは、議案第16号平成23年度函館市一般会計補正予算中当委員会付託部分、以下議案5件を一括議題といたします。御質疑ございませんか。小野沢委員。

○**小野沢 猛史委員** 本会議でも一般質問で取り上げさせていただいたことですが、退職手当債。これ、考え方の違いということになるんだろうけれども、赤字の借金はこれ以上しないということで今までできたわけですが、いろいろ事情があつてやむを得ず、今回16億円ですか、当初22億円だから、6億円減額補正をしたということなんですけれども、私どもの考えは、やっぱり赤字の借金はしないほうがいいと。で、財政の現在の状態はたいへん厳しい状況にあるということは、このまま赤字決算したほうが市民にもわかりやすいということですね。その辺の考え方の違いについて、どうですか。私どもは、そう思うんですけども。市長に聞けばいいんですけども、あの時、市長は答弁しなかったんだよね。私どもはそういう考えだと。市の認識とは違うということだけでも、どうですか。私どもは、そのほうが財政の現在の状況、姿というのが正しく表現されて、わかりやすいと。そのことによって、11月の総務委員会でお聞きしたときも16億円——当時は10億円という前提でしたけども——くらいであれば起債の制限を受けるとかといった財政運営上の支障が生じることもないというふうに言っていましたけど、その辺あわせて答弁いただけますか。

○**財務部長(大竹 教雄)** ただいま小野沢委員から退職手当債にかかわりまして御質問がございました。退職手当債は、いわゆる建設費の起債と違ひまして、単純な財政上の借金でありますから、建設の起債でありますと後に物が残るといことがございますけれども、退職手当債につきましては退職金に着目した起債でありますので、借りますと物が残らないとか、そういう性質のものでございます。それで、今回補正予算として22億円発行を当初予算として見込んでおりましたが、このたびは6億円減額して16億円の補正をお願いしております。財務部といたしましては、できる限りこれを圧縮すべく努力をしたと思っていますし、ただ特別交付税の額がなかなか決まらない、例年であればもう今頃決定されているんですけども、全国の大雪とかで交付決定がまだされていないものですから、その辺は見きわめながらなるべく借りないようにしたいと思っているのが今の状態でございます。それで、小野沢委員おっし

やっている、要は借りないで赤字にしたらどうなんだということ、借りて黒字だと思いますけれども、黒字になるのとの違いについての質問もございましたけども、我々といたしましては基金残高が、まだ病院特例債を返しても、現金で50億円程度はまだ残っている状態からいたしますと、総務省なりなんんりのペナルティではないんですけども、指導や何やらが入ることも想定されますので、できる限り単純な赤字にはしたくないというのが私どもの考えでございます。

○**小野沢 猛史委員** 総務省から指導なり、調査っていうのかな、それはどんなふうな内容になりますか。どんなふうな形で入ってきて、どんな指導されるってことが予想されますか。要は基金を取り崩して収支の均衡図ればいいんでないかというようなことになるのかな。その辺ちょっと説明してください。

○**財務部財政課長（川村 義浩）** 具体的にどういう指導があるかということで、実は過去にはそういう単純に基金がある状態で赤字になってるっていう状態ございませんので、初めてのことになるかと思いますが、想定されるのは、いわゆる普通会計上の実質赤字比率という比率、いわゆる健全化法上の4指標の中で赤字の数字が出てきます。そういういった中でどういったことで赤字になったのか等の、まず照会から始まって、そうした中で基金の残高があるのに赤字になってるといのはいかがなものかというようなことは総務省サイドのほうから指摘はされることが予想されるのかなということでございます。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** 指摘されて、大きなお世話だと、1,000兆円だったっけ、国債抱えてて、あんたのどこ、自分のどこ実質的に言えばですよ、家計で言えば破産している状態だと、かろうじて国という信用なり、いろいろと資産も持ってるから、そのバランスで言えばまだ大丈夫だみたいな議論もありますけれども、この世界っていうのは信用失ったらあんなもの紙切れですよ。ごじゃごじゃ言うなど、対等でしょう、国と地方は。それで済む話でないんですか。我々は我々の考えがあって、今後大変厳しい財政収支の不足が予想されて、それをどういうふうにして穴埋めしていくかという中で、いろいろ例えば職員給与削減についても、いろいろ交渉してるんだけど、その中で退職手当債発行すればいいんでないかというような議論、それが多分一番の議論のポイントだったと私、交渉の経過読んでね、感じたんですけどね。そういう中でそういう状況ではないんだということを引きちと表現する必要があると。したがって、これは赤字で決算しますということでもいいんでないですか。ごじゃごじゃ言うなど。自分のこと心配してると言ったらいいんでないですか。どうですか、それで済む話でしょう。それで起債に制限受けるとかってなんとなんとならないでしょう。どうだろう。

○**財務部長（大竹 教雄）** 赤字にしてもいいんじゃないかというお話ですけども、確かに一つの方策として、一つの選択肢だとは思いますが。ただ、財政を預かっている者とすれば、国の上下関係はないと言いながら、実際には地方交付税制度がある限り、しかも普通交付税はルール上で算定されますけれども、特別交付税というものも現に存在いたしますし、地方交付税に依存している体質である函館市からすれば、法律上対等の関係とはいえ、実際には上下関係があるというのは現実でございますので、なるべく赤字にしないという方策のほうが好ましいものと考えております。

○**小野沢 猛史委員** 事務方の皆さんとすれば、なかなかつらいものあるんだよね、だろうと私思います。そこはやっぱりしたがって、市長の出番なんですよ。市長は毅然として、当初赤字の借金はしないと、

退職手当債は一切発行しないというようなことで、選挙戦戦って勝ち抜いたと。その後もその基本的な方針については、一貫してこれはもう断固発行しないというようなことをおっしゃってきて、そういう経過があるんですね。これはやっぱり政治家である市長が、そこはしっかりと覚悟を決めて、国とどう渡り合うか、その地方の財政運営のあり方にかかわって指導力を発揮しなきゃいけないというふうに私は思うんですね。財務部長の答弁とすれば、それはそういうふうになるんだろうね。わかりますよ、理解できます。だから質問してもしゃあないっていえば、質問してもしゃあないんだけど。しかし、私どもとすれば、そこはやっぱりしっかりとしたほうがいいというふうな考えを持っておりますので、先ほど申し上げたとおり、赤字の借金はしないと、現在の財政の厳しい状況をそのまま生で表現する必要があると、したがって赤字決算をするという選択が、私はこの場合は正しいというふうに思っています。したがって、今回のこの一般会計の補正予算には、残念ながら会派として、小野沢個人でないってくれぐれもちゃんと言っとけよって言われましたけど、会派として反対する、残念だけでも、事務方の苦勞はよく理解しますけれども、そういうことになりますので申し上げておきます。さらに、考えてみてください。考えてみてください。そのいろいろと国との対等でないとかって関係もおっしゃったけど、どこでどういうふうに覚悟を決める必要があるのか、それは事務方として市長にアドバイスするなり、こういう乱暴な意見言う委員もいたと伝えて、それも考えてみる必要があるかもしれませんねくらいのことはお伝えください。

競輪事業。今回まだ事業継続中で最終補正とはいえ、事業の収支はまだ固まっていない、そういう状況のようですけども、おおむねどうですか。平成23年度は6億円近い累積赤字の財政、現状いろいろと試算したわけですけども、まだ終わってないのに決算見込みを聞くのも変な話ですけども、おおむねどんな状況ですか。

- 競輪事業部事業課長（中村 謙三）** 今年度の市営函館競輪は、昨年10月25日で開催は終了しておりますが、3月末まで他場の場外発売等が続きますことと、あと10月まで開催しておりました市営函館競輪の場外で売っていただいた分の精算業務等がまだ一部残っておりますので、まだ最終的な決算見込み等は固まっておりませんが、本場開催分と他場の場外として売った分の収支、開催収支って言うんですが、そちらのほうは黒字を確保できる見込みでございます。ただ、平成14年度に現在の函館競輪場を改築した時の起債償還額、今年度でいきますと約3億円弱の額が償還額でございますが、そちらのほうをすべて賄いきれるかどうか、ギリギリのところでございます。あとこれから何日間か場外発売の開催がございますので、こちらのほうで少しでも売り上げをあげて、収支、できるだけ均衡を図るような形で、ですから今ちょうど単年度黒字と赤字の微妙なところにいるというところが実情でございます。
- 小野沢 猛史委員** まあ、頑張ってくださいとしか言いようがないんですけども、それでこの2月に今国会やっておりますけども、これに自転車競走法一部改正する法律案提案されていて、昨年から新聞報道でいろいろ動きがあるんだなということは承知してましたけど、この法律案見ますと大きな内容は交付金制度の改革ということで、特定交付金制度の廃止とか、交付金率の引き下げとか、赤字の施行者が1号、2号交付金を実質的に負担しない制度導入するというのが3つ目にあるんだけど、これは法律が成立してすぐっていうことではなくて、何年後でしたっけ。翌年度かな、25年度かな。すぐ効果は出ないんだけど、この法律案が通ったとすると、この負担の軽減という意味でどのくらい見込めるんでしょ

うか。例えば、平成23年度でも22年度でもいいけど、当てはめて考えれば、それがとりもなおさず、事業の収支にやっぱり大きな影響があるんじゃないかなと思っていましたので、その辺わかれればちょっと教えてください。

○**競輪事業部長（澤田 寛之）** 今の御質問ですけれども、今国会に現実に法律案が上程されておりました、中には交付金の率の引き下げと、今3.1パーセントで還付があって、実質今2.1パーセントだと。それをさらに下げる、1.9パーセントに今交付金率を下げるという部分で法律改正があります。それに、今小野沢委員おっしゃったように赤字施行者については交付金払わなくてもいいというようなものがあります。函館競輪に当てはめると、その実質2.1パーセントが1.9パーセントになって0.2パーセントの交付金の率が下がると、単純に言いますと車券の売上げが150億円と、そうすると0.2パーセント交付金払わなくてもいいとすると、約3,000万円と、そのぐらいがまずなくなると。それからもう一つ、赤字施行者については払わなくてもいいっていうのは、あくまでも赤字施行者っていうのは営業収支が赤字の場合ということで、うちは今営業収支は黒字なものですから、赤字でないという部分になると思いますので、実質的にはその交付金の部分が今法律関係では多少あるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○**小野沢 猛史委員** なるほど、残念ですね。過去の赤字についても適用してくれるとありがたいんですけども、そうはならないんだ。それでも、3,000万円っていう額は決してちっちゃくない金額ですから。そうですね、競輪事業やめたほうがいいんじゃないかって、そんな議論もある中で、私はやっぱり地域の経済波及効果とか、雇用の問題とかいろいろ考えると、これはぜひこれからも多少赤字でも頑張って継続してほしいなっていうふうに思ってますので、いろいろ心配しながら見守ってますけども、またもう一つは開催日数だとか、日程とかいろいろと自由になってわけにはいかないんでしょう。他の施行者と調整しながらということになるんだろうと思うんですけど、これもある程度自由に決められるということになるんですね。いずれにしても、頑張ってくださいとしか言いようがありませんけど、わかりました、はい。質問終わります。

○**板倉 一幸委員** ちょっと、昨日車を押しすぎて、腰痛いもんですから、曲がった状態でたいへん恐縮ですが。それで、少し市税の状況についてお伺いをしたいなというふうに思ってるんですが、今回市税の補正で3億4,200万円の増額補正をするということになってますが、中身を見ますと、たばこ税が4億1,000万円の増額の補正がされていると。値上げになっても、それほどたばこをおやめになった方がいらっしやらないと、こういうことなのかなと思いますけれども。したがって、この3億4,200万円から4億1,000万円あまりを差し引きますと、実質は6,800万円の赤字と、赤字というか減額補正と、こういうことになるんだろうというふうに思います。例えば市民税の個人、1億700万円、現年分ですけれども、それから法人の現年分も2,100万円、こういうような状況になっているわけですが、この状況、一方では、これは予算にからむので質問しませんが、例えば新年度の、平成24年度の予算は平成23年度の予算額と比べて、個人でいくと1億1,000万円、法人はマイナス800万円ですけれども、そういったような予算編成になっているわけですし、現在の市内の経済状況ですとか、そういったようなことを含めて、この市税の状況、収入状況を踏まえてどのような現状にあって、そういったことに

対する対策がどのようにとられていくのかということについて、少しお伺いをしたいと思います。

- 財務部長（大竹 教雄）** ただいま市税につきまして御質問がございました。ただいま補正でお願いしております3億4,200万円につきましては、板倉委員ご案内のとおり個人で1億円、法人で2,300万円の減、それから固定資産税で8,100万円の増、たばこで4億1,000万円の増などとなっております、合わせて3億4,200万円の増加となりました。当たり前ですけれども、4億1,000万円のたばこ税の増がなければ、減額補正になるものでございまして、この中身については、たばこ税につきましては、当初値上げがされて、禁煙者がふえるのではないかとという予測のもと減額を見込んでおりましたが、結果的には、本数自体は低下傾向にあるんですけども、値上げの分、値上げした分だけ減らなかったという言い方がいいのかどうか、ちょっと難しいものがございまして、値上げする前までは通減傾向を9割5分くらい、5パーセントくらいずつ通減、通減という売り上げ本数が下がってました。それで、当初予算を組むときには、J Tの試算だとか国からの見込みだとかで、75パーセント、要は25パーセント減という本数でみておりましたが、それが9割程度、1割減、1割弱の減にとどまったことから、大幅な増加となりました。これがいいことかどうかというのは、ちょっと微妙な、健康面からしますと微妙なところではございまして、結果的に、現在3億4,200万円の増額補正となったものでございまして、あと今後の展望についてのお話もございました。決算見込みから今推しはかりますと、補正予算でもお願いしておりますが、収入率をごらんいただければ、平成23年度の当初予算では市税合計の収納率が90.4パーセントで見込んでおりましたが、今回の補正で、収入状況等を勘案すれば90.9パーセント、0.5パーセントほど増加をしてございます。300億円程度の歳入ですので、0.1パーセントで3,000万円。0.5パーセントであると1億5,000万円ほどになりますけれども、こういった状況もございまして、収納対策には多少なりとも力を入れさせていただいております。平成24年度のお話もございましたが、評価替えによる評価の減によりまして10億円程度、固定資産税、都市計画税で減額がありました。これにつきましては、結果的に新增設、既存の建物はどんどん通減していきますけれども、今までは新增設分が新規の課税で埋め合わせて、そんなに大きな影響はなかったんですけども、今回の評価替えにおきましては、新增設分が少なかったことによりまして、大きな、ほとんど減るばかりの固定資産税になりました。一方で、個人でいきますと、年少扶養控除の廃止がございまして、本来であれば3億円程度の増加が見込めるところだったんですけども、函館市も、地方都市である影響によりまして景気の低迷のほうが増税分を賄い切れず、そんなに大きな増収にはなりません。これからも人口減少が続くと思われまので、市税につきましては、どちらかといえば増加せず、減少する方向にあるのではないかと。できれば、収納率は、かつては93パーセントほど確保していたんですけども、平成19年度の国と地方の税源移譲によりまして、所得税が減額になりまして、地方税に増額される制度が創設されて以来、ずっと収納率が低下してきております。そういった背景から、今後とも、納税のほうなんですけれども、催告に応じない方、あるいは資産があるのに納付に応じられない方などを中心に収納強化を図っていくことで、なんとか収納率の向上をすれば税収の増加にもつながることになりますので、なんとか力を入れていきたいというのが今の現状でございまして。

以上です。

- 板倉 一幸委員** 詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。来年度の予算のことについて触

れるわけにはいかないんですが、今部長がいろいろ説明をいただいた中で、市民税、個人市民税も法人市民税もそうなんですが、たいへん市内の景気の状態ですとか、そういった状況が厳しい中ですね、こういったような減額の補正をせざるを得ないと。決算見込みは予算額を下回ると、こういうことになるのに、一方では、来年度予算は今年度に比べて1億1,000万円、個人でいえばふえるというような予測をたてるというのは、私はどうなのかなと。これは、予算を編成する上での数字上の、トリックとは言いませんけれども、そういうことに近いのではないかというような感想を持っているということだけは、ここで申し上げたいというふうに思います。

それから、もう1点なんですが、特別土地保有税なんですが、今回76万3,000円、額はそれほど大きい額ではありませんが、この補正をいたしております。これ、昨年滞納繰越分で32万9,000円、これがそのまま決算ゼロで持ち越されたというふうに思うんですが、今回の予算でいくと、当初予算では滞繰分がゼロになって、今回現年度分で76万4,000円、決算見込みということで76万3,000円が増額補正と、こういうことになってるんですが、この中身とその理由をちょっと教えてほしいんですが。

○**財務部長（大竹 教雄）** 特別土地保有税につきましては、現在、法が適用されない状態でございますが、その中に課税保留という事項がございます、要は商売用の土地を保有している、土地に着目した税でございますので、売れるまで課税を保留している物件がございます、まだ何件かあるんですけれども、それが今回課税保留を解除するというので、課税になったというのが現状でございます。

○**板倉 一幸委員** 確かに、特別土地保有税は平成15年度の税制改正で、それ以降の新規課税は免除するというようなことになってますから、そうすると、それ以前に賦課されたものということになるんですか。例えば、先ほど申し上げたように、平成22年度の予算決算でいくと滞繰分で32万9,000円という予算でしたと。それが今回は、平成23年度は滞繰分がゼロになって、そして現年度分で76万4,000円と。こういうことになってるんですが、その辺のところの理由といいますか、内容が釈然としないと思うんですよ。

○**財務部長（大竹 教雄）** 新規の課税は、課税が留保されているものが、課税保留を免除することによって、新規課税になるんですけれども、今ちょっと御説明できないのが、去年の滞繰分のことがちょっとわからないもんですから、ちょっと時間をかしていただきたいと思います。

○**板倉 一幸委員** 時間をかしてくれということですから、少し調べてみてください。

大体、わかりました。たいへん厳しい財政状況、先ほどの小野沢委員の質問ではないですけども、たいへん厳しい財政状況の中で、この平成23年度の決算、これから決算に向かっていくわけですが、状況ですとか、あるいは市内の経済状況ですとか、そういったような事柄について、たいへん厳しい財政運営をしなければならないということは、私も承知しておりますので、ぜひこれは政策的な発動問題も含めてですね、ぜひ努力をいただきたいというふうに思います。まだですね、はい。

それじゃあ、次に、教育委員会にお尋ねをしたいと思いますが、今回、奨学資金特別会計で、貸付金1,034万2,000円の減額の補正が出されているところです。理由は、貸付人数の減というふうに出ておりますけれども、少し具体的にその実態、状況をお知らせいただければと思います。

○**教育委員会学校教育部保健給食課長（中村 文信）** ただいま奨学金の申請者、貸付状況についてお尋ねがございました。平成23年度におきましては、79名の予算枠に対しまして、追加募集も含めまして43

名の方からの申請がございました。結果としては、40名の方に貸付を行ってございます。奨学金の申請者の状況につきましては、平成20年度以降、年々減少傾向にございます、全体といたしましては。理由でございますけれども、最近ですと平成22年度から実施されてございます公立高校の授業料無償化、私立高校の就学支援金制度、それから連帯保証人に対する要件を加えたこと、これ平成23年度からやっております、こういったものが影響しているんでないかと。ただ、減少傾向は、先ほど申しましたように平成20年度からだんだん減少傾向がございまして、ちょっとこの辺の具体的な理由がですね、なかなか個別に把握できていない状況でございます。ただ、今後の状況といたしましては、その辺状況もちょっと分析する必要があるかなと、こう思っている状況でございます。

以上でございます。

- 板倉 一幸委員** わかりました。少子化ももちろんあるでしょうし、高校の無償化に伴ってそういった奨学資金の借入れが減少していると、こういうことですが、一方で、大変それぞれ家計が厳しい中でお子さんの学力向上のためにですね、学校に通学をさせていると、こういうようなこともあるんで、奨学資金、ぜひ今後も借りやすい制度ですとか、相談の充実ですとか、そういうことに努めていただきたいなど。このことは、お願いをしておきたいと思います。財務部からお答えがないもんですから、質問がなかなか終われないんですが。（「別なやつをやればいい」の声あり）そうは言いましても、おおむね補正予算に関わる疑問点等については、ある程度解消をいたしました。

最後に1点だけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、消防本部にお伺いをしたいと思うんですが、今回の補正予算でいろいろな整備費、例えば消防施設ですとか、北消防署の庁舎が建築をされているということで、そういった整備事業費の事業差金ということになると思うんですが、計上されていらっしゃるんですが、どうなんですか。私もちょっと専門でないのわかりませんが、例えば北消防署の庁舎の整備事業費で、当初予算に比べて3,400万円の事業費、工事費が減になるというのは、減額の規模とすればそれほど多くはないというふうに考えていいんでしょうか。それとも、当初予定された金額よりも、大分予定を下回っているというふうに考えたほうがいいんでしょうか。その辺のところ、どうですか。

- 消防本部参事（3級）（川村 誠）** 今、北消防署の事業費の減額補正についてのお尋ねですが、今回予算額7億2,600万円に対しまして3,463万2,000円という減額補正をさせていただいているところですが、過去、庁舎等を建設しまして、具体的な数字はちょっと把握しておりませんが、ほぼこれは工事における落札額の差金ということになりますので、大体パーセンテージ的にはあまり変わりはないというふうに思っています。

以上でございます。

- 板倉 一幸委員** 設計や、あるいは建築を所管する部署と違うので、詳しくお伺いをするということができないのかもしれませんが、ある程度正確な数字といいますか、今お伺いをするとだいたい5パーセントぐらいですから、それほど多くないということになるのかもしれませんが、その落差というか、予算額と実際の工事の金額との差が小さければ小さいほど、実際の当初予算というか、予算に計上する額というのは下がってきますよね。そういったような努力も一方では、これは消防本部さんだけではなくて、全市的にしていくと、実際の予算額というのはもう少し実勢に近いような、あるいは規模が少し縮

小できるような、そういうようなこともあるんでないかなと思ったものですから、そのことについてお伺いをさせていただきました。

それじゃあ財務部のほうから御返答があるようですので、お聞きしたいと思います。

○**財務部長（大竹 教雄）** 長らく時間をおかけして申しわけございませんでした。平成22年度における特別土地保有税の32万9,000円につきましては、新年度予算で当然納付がなければ、滞納繰越分として平成23年度予算に計上されるべきところでございますが、この滞納繰越額につきましては、当該法人が倒産したことによりまして、徴収できる見込みがなくなりましたことから、不納欠損処分として処理をさせていただいたのが、数字がない原因でございます。以上でございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。そうすると、今回の76万4,000円の決算見込みとなる金額については、これは、もう徴収済みということでしょうか。それとも、これからなんでしょうか。不納欠損になる可能性というのは、ないのでしょうか。

○**財務部長（大竹 教雄）** 今の件につきましては、既に収納済みでございます。

○**板倉 一幸委員** わかりました。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に、御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**委員長（工藤 恵美）** それでは、質疑を終結いたします。

ここで、理事者は御退席ください。

（企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会退室）

○**委員長（工藤 恵美）** では、次でございます。陳情です。陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情を議題といたします。

ここで、3月6日付で提出されております資料でございますが、お持ちでしょうか。この説明を受けるために理事者の出席を求めます。お願いいたします。資料ない方、はいどうぞ。

（教育委員会入室）

○**委員長（工藤 恵美）** それでは、教育委員会、資料についての御説明をお願いいたします。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** それでは、3月6日付でお配りをさせていただいております資料について御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。まず、はじめに道内主要都市における学童保育所での障がい児受入にあたっての指導員配置基準についてでございます。道内8カ所の主要都市のうち配置基準として設けておりますのは、3番の小樽市と8番の室蘭市でございます。3番の小樽市につきましては、障がい児1人につき指導員1人を配置するというので、こちらは直営の施設がほとんどのところでございます。それから室蘭市につきましても直営の施設になりますけれども、市が直接行っている施設ということになりますけれども、まずは、右側の備考欄をごらんいただきますと、配置基準として障がい児、健常、普通の子供さん10人から19人で指導員1人、20人から39人で2人。3人、4人、5人とそれぞれ子供の数に応じた指導員の基準があった上で、障がい児1人につき健常児6人と換算して指導員を配置するというので、この基準を設けているということでございます。その他、旭川とか北見、釧路等では

基準としては設けていないけれども、直営施設について実態を勘案して加配を、指導員を加配しているという実情はあるというふうには伺っておりますが、配置基準としてはこの2カ所ということでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。平成22年度学童保育所の委託事業に係る決算状況についてということで、学童保育所での子供を預かっていただいて、保育料を徴収し、委託料を合わせて運営をしていただいている部分、委託事業にかかわる決算でございます。このほかに学童によっては、例えばバザーをやったり、施設を借り上げて、返済金、借金をして建てて、返済金があったり、それから将来のために積み立てを行っていたりとかっていう、自主事業会計っていうのを持っているところがほとんどのようでございますけれども、私も毎年委託料に対する事業報告としていただいている委託事業会計の決算の状況でございます。上段が公共施設、幼稚園等毎月の地代、家賃が必要ない学童17カ所について、上から児童数10人から19人の5カ所の1カ所当たりの平均、20人から35人の7カ所の1カ所当たりの平均というようなことで、子供の数の規模に応じた平均の値を出させていただいております。下段のほうが、毎月家賃等をお支払いしている民家等で開設している26カ所、これも子供の数に応じて規模別に平均をとらせていただいております。右側にまいりますと、まずは収入の部ということで市から支払っている委託料、それから各家庭から徴収している保育料、それから燃料費として別途徴収しているところもございます。それからその他の収入ということ、これもほとんどが保護者からの徴収分になりますけれども、1番最初に入るときの入所の、何ていうんですか、最初にいただく、1回だけいただくもの、入所費と称してはございますけれども、そういうものですか、教材費を別途徴収している学童もございます。それから傷害保険料を別途徴収している学童もあると。これは学童によってさまざまでございますが、その他の収入がございます。で、収入の合計欄は、やはり規模の大きいほうが1カ所当たりの収入も多くなっておりますし、民家等で開設しているほうがやはり経費的に収入も多くなっている傾向にございます。その右が支出の部ですけれども、指導員さんへの給料賃金、福利厚生費、それから地代家賃については、上段はゼロで、下段が数字が入ってくると。それから施設の維持経費、これも民家等を使っているほうが経費がかかっている傾向にございます。備品購入費、水道光熱費についてもやはり下の民家等を使っているほうがかかっていると。で、その他の支出といたしましては、教材費、行事費、それから消耗品等、まあ、学童さまざま経費がかかっております。合計といたしますと記載のとおりでございます。平均すると、上段の平均、17カ所の平均で660万円の経費がかかっていると。下段の民家等では859万円の経費がかかっていると。その右側に収支差引きがございまして、規模によって20万円、30万円、100万円を越える黒字になっているところもあると。平均すると公共施設では38万円の単年度の黒字、民家等では平均して33万円の黒字ということで、ここでは黒字ということでの収支となっておりますけれども、こういったものの中から、将来への積み立て、あるいは施設整備に伴う借入金の返済といったようなことで、皆さん収支をとっていらっしゃる。で、赤字のところもあるわけですが、こういったところはバザーですか、そういった自主事業のほうで黒字を生み出して何とか穴埋めをしていたり、複数の学童を運営されている団体もございまして、黒字のところから赤字のところに補てんをしたりといったようなことで、それぞれ皆さん運営をされているというふうにお聞きしているところでございます。

以上です。

○委員長（工藤 恵美） はい。それでは、ただいまの説明も含めて、この件に関して御発言ございませんか。はい、板倉委員。

○板倉 一幸委員 先日の個人質問でもこの学童保育にかかわっての質問がいろいろ出されておりましたけれども、その中で、今回、陳情は、保育所の減免ですとか、あるいは指導員のことですとか、そういったような要望が出されているんですが、その個人質問の質問でも、市長から、標準モデルを設定できないかということで教育委員会にその指示をしていると、その中で減免のことについても考えてみたいと、まあこういうような答弁があったというふうに思うんですが、教育委員会ではそのことについて、どのような指示を受けて、検討をされてきているのでしょうか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司） 減免に対する、各学童、独自に行っている減免等に対する市から何とか委託料での補てんはとれないだろうかというようなことで、保育料に今8,000円ぐらいから1万6,000円ぐらいまで大きく差がある状況の中で、なかなかその制度設計が難しいということで、市長のほうから、モデル的なものをつくって、一定程度標準化した形での制度設計をというお話がございます。で、施設の状況、民家を借りていたり、公共施設を使っていたりという施設の状況もありますし、指導員の数ですとか、保育内容等もそれぞれございますので、なかなか一律に設定するっていうことは難しいと思っておりますけれども、指導員の数ですとか給与水準、これも標準化するっていうことは必要なことだろうというふうに思っておりますので、一定の、何ていうんですか、規模ですとかパターンに応じたその標準モデルというのは、やっぱり考えていかなければならないのかな。そういったことによって、その減免への補てんですとか、そういったことが可能になるんだろうなということで、やっぱり少しでもそういった方向で考えていかなければならないのかなというふうには思っておりますが、まだちょっとそこまでは至っては、標準モデルができあがっているところまでは、まだ至っておりません。

以上です。

○板倉 一幸委員 そうすると、標準モデル、幾つかのパターンが出てくるかもしれませんが、標準モデルは設定をするということで、検討作業といいますか、内部でのそういった作業を進めていくと、こういうふうに理解していいんですか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司） ちょっと作業をやってみなければ、どういったパターンでの考え方ができるのか、でかしますまでいけるのかどうかというのは、ちょっとありますけれども、作業は手をかけて、どこまで行き着けるのかは、やっていかなければならないという意識を持っております。

○板倉 一幸委員 100%完璧な標準モデルが出来るかどうかというのは、それはいろんな学童保育所の状況もいろいろ、まちまちですし、地域の状況ですとか、そういったこともありますから、そこまでコンクリートにしてどうだって、こういうふうには言いませんが、しかし、そういった、保護者ですとか地域ですとか、そういったような皆さんの声、あるいは、学童保育所を運営されてる、運営されていらっしゃる皆さんの声もありますから、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、今度は教育委員会から子ども未来部という新しい部に移っての作業っていうことになるわけですが、いつ

ぐらいを目途に、この我々に対する陳情の取り扱いの問題にも絡んでくるわけですが、目途に作業を進めてみたいというふうに教育委員会としては考えてらっしゃるんですか。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** 一定のモデル的なものは、そんなに、2年も3年もかかるものではないのかなとは思ってますけども、それをこれまでさまざまな経緯、経過、思いの中で学童を運営されている皆さんがいらっしゃいますので、標準モデルでこれでやってくださいとなったときに、それがそのとおりいくかどうか、それはやっぱり受けとめる方々がどう判断されるかということもあると思いますので、ですから例えば保育料、今平均1万2,000円程度、平均してですね、なりますから、それを皆さん1万2,000円にしてくださいと言っても、なかなかそうはいかない面があるのだろうなというふうにも思いますんで、まあたき台的なものはさほど時間をかけずにできたとしても、それを、何ていうんですかね、その、これで皆さんお願いしますみたいとこまで至れるのかどうかって、それにどういう調整、やっぱり時間がかかっていくのかなっていうふうには、私はかえって感じているところがございます。

○**板倉 一幸委員** あまり後ろ向きにならずに取り組んでいただきたいなあというふうに思うんですね。市長は、大変子育て支援が重要だと、こういうふうにおっしゃってるわけですよ。高齢者の皆さんや障がい者の皆さんの交通料金助成をばっさり削ってでも、それを子育ての支援に持っていかうと、こういうようなこともおっしゃってるわけですから、そうだとするならば、やっぱりこのことも含めて、やっぱり、しっかり取り組んでいくと、そういうやっぱり姿勢で教育委員会が臨んでいただくということが必要だというふうに私は思うんですけど、その辺のところの、その決意というか考え、どうですか、教育長。

○**教育長（山本 真也）** ここで決意を述べて、業務が4月から移管するっていうのは、大変恐縮ではあるんですけども、ただ学童に対する支援、学童保育所に対する支援、何らかの支援が必要ではないかということで、新年度予算にも新たな予算も組ませていただいているんですけども、その際に、やはり各学童保育所の状況がばらばらな中でどのような支援策をどのように行っていくのが効果的かっていうときに、それこそ標準的なモデルがないとなかなか新しい制度設計が難しいだろうということが、今回の予算編成の中でわかってきたといえはわかってきて、その中で、市長からもそういう発言があったと。それで、その標準モデルに各学童保育所がみんな、何て言うのかな、そのとおりやりなさいということにはならないけれども、支援策を考える際に一定の標準ベースをつくっておかないと、支援策すら考え得ないだろうということでもありますので、そういう視点で、それこそ施設の置かれている状況とか、個々の学童保育所の置かれてる状況、違つかもしれないけれども、賃金であるとか、労働条件であるとか、子供に対する扱いであるとか、一定のやはり標準、それこそ標準モデルをつくっていくっていうのは、必要だというふうに思っていますので、作業は一部着手しておりますが、引き続きその旨も含めて、子ども未来部のほうへ引き継いでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**板倉 一幸委員** よろしくお願ひします。終わります。

○**委員長（工藤 恵美）** 他に御発言ございませんか。はい、阿部委員。

○**阿部 善一委員** 資料ですけども、平均だということなんですが、そうしますと、例えば、民家など

で開設している学童保育所26カ所、1番上の児童数が10名から19名、これ4カ所あって、6万円の赤字だと。そうすればあれだろうか、その平均ということだから、中には黒字というところもあるのだろうか。それとも全体が、4カ所すべてが赤字の、その中の平均ということの見方で、ここはどのようなふうに見たらいいですか、実態的には。

○**教育委員会生涯学習部生涯学習課長（加納 俊一）** これは、委員おっしゃったとおり、5カ所の平均ですので、5カ所が全部赤字ということではなくって、黒字、赤字あった中で、平均してここに赤っていう形で出てくる、そういう形で出てくるものです。

○**阿部 善一委員** そうであれば、まあ4カ所だけですよね、赤字でないところと赤字のところと、これの違いはどこに起因してるんですか。赤字でないところと赤字のところと、どこがどう違ってこういう形になっているんですか。運営上の問題として。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** あくまでも各1施設当たりの平均をさせていただいてますんで、民家の10人から19人の4カ所のところだけに赤字があるのではなくて、平均で黒字のところにも赤字がありますので、これ全部で43カ所ありますけれども、そのうち、43のうち黒字が28、赤字が12、で、収支均衡とれてるってところが3カ所ってようなことで、それぞれに赤、黒が混ざって入っている。それでなぜ赤字か黒字かという、先ほど言いましたように、あくまでも委託事業の単年度の収支という形でやらせていただいていますんで、施設ごとに将来のために何か、例えばストーブ壊れたとか、窓割れたとかって、そういう維持補修のための積み立てをしているところもありますし、借金を返しているところもありますので、それぞれ個々のケースによって、赤字、黒字が出てきて、それをバザーで補てんしたりというなことで運営しているということで、民営のこの部分だけの問題ではないということでございます。

○**阿部 善一委員** そうであれば、資料っていうものの信憑性という、あまりないなと思ってるんですよ。せっかくつくったんだけど、例えば黒字のところも、最高の黒字と最高の赤字があったとすると、そうするとその幅は幾らなのかということも出てきますね、当然ね。で、何に起因してるんだと。今言ったように、そういう設備だとか、いろんなものにお金がかかっているのか、あるいは運営上のどこがどう違うとか、さまざまな問題がそこに起因してるような気がしてならないんだけど。委員長、これせっかく資料つくってもらったけども、さらにその議論を深める意味で、名前は別としてね、Aでも番号でもいいんだけど、それちょっと出してもらったほうがいいんじゃないのかな。これ実態はそうすると、これだけで議論して、大した議論はできないんじゃないのかな。大した難しい話じゃないし、これを要するに細分化すればいい話であって、そうしないと中身がよくわからないと。幅がね、黒字の幅と赤字のその。これ数字のトリックみたいな形になってるから、大して意味がないのかなと思ってるんだけど。

○**委員長（工藤 恵美）** この表をつくるに当たっての資料ですね。それを提出していただければ。時間がかからず、次年度にわたらずに。いかがでしょうか、生涯学習部長。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** もちろんこの表は信憑性があるわけですよ。個々の委託事業報告でいただいている決算数字を足して割っただけの話ですんで、もとの数字はもちろんあるわけですね。例えば、株式会社で経営している学童もあれば、個人で経営している学童もあれば、父母会で経営

している学童もあれば、まあさまざまな運営形態ありますので、それぞれが特定されることがいいのか悪いのか、まあA B C Dみたいなことになっても、わかろうとすればわからないこともないような面も出てくると思いますので、ここは各学童に匿名であれば出していいのかどうか確認をした上で、提出可能であれば、皆さんから御了解がいただければ、出させていただくということもよろしいのかとは思いますが、よろしくお願いします。

○阿部 善一委員 委託になるわけだから、その実態はどうかっていうのを我々は知らなきゃだめだと思っている、それは。ですから、その辺をその事業主に理解をしていただいて、委託事業なわけだから、その実態を知らないで平均だけで議論するって話には私はならないと思っています。ですから、委員長、そういう方向で皆さんに諮っていただきたいなど。

○委員長(工藤 恵美) 今、阿部委員のほうから資料要求がございました。議論を深めるに当たっては、やはりこの平均だけのまとめ、集約したものだけではなくて、これの原書になるものの資料が欲しいとのことですが、年度内に今部長がおっしゃいました相手方の了承が得ることができれば、委員会に提出していただきたいと思いますが、次年度にわたると、今度民生常任委員会となってしまいます。でも、しかし、いずれにしても委員会での議論にはなるかならないかは別にしても、資料としては、やはり私たち議員としては欲しい物だと思うのですが、皆さんいかがでしょうか、委員会の資料として。はい、小野沢委員。

○小野沢 猛史委員 委員長おっしゃったことで、所管が変わるということで年度内に出せるのであればということですが、いずれにしても、しっかり議論していくという意味では必要なことなので、所管が変わる関係なしに、年度内につまりこだわらないで出していただくと、こういう整理でいいんじゃないですか、と思いますよ。

○委員長(工藤 恵美) 皆さん、そのようによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) それでは委員会の資料として要求いたしますので、よろしくお願いいたします。
他に御発言ございますか。小野沢委員。

○小野沢 猛史委員 今のと関連するんですけど、単年度だけ見たって傾向わからないですよ。わかんないんですよ。だから、過去5年なら5年なのか、いうくらいでない傾向って見れないですね。阿部委員がさっきおっしゃったように、なぜその赤字のとこと黒字のところがあんだというところら辺は、1年だけ見たって、とてもこれ判断できません。10年とか15年とは言いませんけど、やっぱり5年くらいは必要だろうなというのは、一つ。もう一つは、全体はこれではわからないですよ。先ほどの御説明にもありましたけれど、自主事業会計っていうのがあるんです。まあ、私、ある知っている団体で市から昔補助金もらってたんだけど、何か貯金明らかにしてないんだけど、1億円以上あるらしいんですよ。らしいですよ。噂なんですけどね。それ明らかにしないんですよ。これは、今のは余計な話なんですけど。要するに実態として全体像がどうなのかって理解する上では、これは自主事業会計というのは当然ここは明らかにしていただかないと、トータルで判断できない。それはもう5年ぐらいのどういう流れになってるかってことは、やっぱり出していただかないと、委託費って公金投入している事業ですから。さらにそのことにかかわって、さらに手厚くしてもらえないかっていう陳情なので、そこ

をしっかり判断するには、これぜひ必要だということで、自主事業会計についても同様の資料をお願いしたいということです。今は、そうだな、それにかかわってその人件費、これもこれだけではさっぱりわかんないんですよ。1人当たり、前回の委員会で議論ありましたが、常勤、非常勤、この区分けもどうやら定かではないみたいなどころもあるんですけど、まあ1人当たりというか、施設ごとによるのかな、それも。そこはやっぱり人件費、何人いて、常勤には幾ら、非常勤には幾らと。そこら辺をやっぱり明らかにしていただかないと、これも判断できない部分が、陳情判断するに当たってですね、必要な部分なんだというふうに思いますんで、これも出してほしいということです。ということで、資料をお願いしてきょうのところは終わろうと思うんですけど、まあ、かねがね私は放課後児童対策というのは、いろんな経緯、経過があって、平成に入ったところから、こういうことで、留守家庭、特に留守家庭児童の保護者の方々を中心にこういった御苦勞をされてね、事業を展開して今日に至ってるという状況なんですけど、まあ、時代的な背景から言えば、決して働いている、その、母親が働いて留守家庭だというだけではなくて、女性の社会進出というのは、仕事だけじゃなくて、いろんな分野で非常に活発になってきていて、という状況から考えると、まあ何度かそういう発言してますから御記憶いただてるんじゃないかなとは思いますが、トータル、ここに特化して考えるのではなくて、放課後児童対策のありようということをトータルに考えるということをまず第一義的にね、どうあるべきだと、どうあってほしいということをイメージーション、想像力を働かせて、もっと前向きに、積極的にとらえて、構想をつくってほしいと思う。その中で個々はどうなるのかっていうのが、私は一つの議論。まずその全体像が見えないと、ここだけに特化して、これだけどんどんさらに補助金を、委託費を投入してことには、私はならないと思っています。欲を言えば、首都圏では、もっと積極的に放課後の児童、これは例えば塾だとか習い事だとか、まあ、いろんなことをトータルにというふうな考え方が出てきて、まあ市場は違いますよ、ある意味ではね。なかなかそうはならないんですけども。でもそれは子供を育てて健全に、たくましく育てて、将来、この国を背負って立っていく、そういう人材に育ててもらってっていうことは、これは今日的に言えば、非常に重要な課題だと思ってますから、まあ、予算配分については、もう10億円でも20億円でもつぎ込んでね、徹底的にやるぞという覚悟はあってしかるべきだと思うんですね。そういう観点に立って、何かここだけに絞って物事を考えるんじゃないかと、もっとトータルで大きくしっかりとらえてほしいということだけ重ねて要望しておきます。ということで終わりますけど、資料のほうだけお願いします。

○**委員長（工藤 恵美）** 今、小野沢委員の発言で資料要求が追加されました。これも委員会資料として要求することについて、まず出せるかどうかですか。いかがでしょうか、生涯学習部長。

○**教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）** まず、過去5年間程度というお話がありましたけれども、その自主事業との、まず自主事業のほうからですけれども、自主事業については、その委託事業の直接の対象にならないものですから、提出義務はないということで、出していただけたところは出していたところはあるんですけども、すべての、まあ43カ所、現在45カ所になってますけれども、すべての学童から提出をいただいているわけではないということですから、あるところとないところがあるということで、提出義務がないものを無理矢理出させるわけにはいかないということが一つあります。それから、その過去5年間のお話ですけれども、実は平成21年度まで学童によって委託事業と自主事業を

一緒の会計で行っていたところがある。組織によっては分けてたところもあるということで、22年度からそこは委託事業と自主事業としっかりと区別をして、委託の事業として行っているものみの決算をしっかりと出してくださいということをしてますので、この変遷を見るということになりますと、そこで自主事業が、21年度以前は自主事業が入っているところ、入っていないところがあるということで混在してますので、なかなかそこは時系列的に見るっていうのは難しいのかなと。ただ、もちろん21年度以前も委託事業として行っているわけですから、まあその団体によって扱い方が異なっている面がありますが、委託報告書はいただけてますから、その数字でよければ、もちろんそれはあると、出せると。ですが、推移を見るにはなかなか使えるのかな、使えないのかな、比較するのにもですね、ちょっと難しいのかなというふうには思います。それから人件費についてですけれども、これは人件費、各一つ一つの学童で人件費幾ら使ってますと。そのうち常勤の方に払っているのが幾ら、非常勤の方に払っているのが幾らということで内訳をいただけてますから、それは1人当たり幾らということも出ますが、前回の委員会で御指摘あったように、常勤、非常勤のとらえ方がなかなか、そこが団体によっても異なっている面、私どもが的確にその部分を、どういう人を常勤、どういう人を非常勤という形でとしておりませんでしたので、ちょっとあいまいなところは出てくるのかなと。ただ、それは数字としてお示しすることはできます。個人を特定するようなことはできませんので、その辺はちょっと提出の仕方については、またちょっと配慮しなければならない部分はあろうかと思えます。

以上です。

○**小野沢 猛史委員** いろいろ経過もあってね、なかなか面倒な面があるってことも理解してるんですけど、協力いただいてね、自主事業についてもさかのぼって、委託と一緒に出てるっていうのであれば、それはそれで全部入ってるんだから、わかるんだろうと思うんですけど、いずれにしても、そういった実態がわからないと判断のしようもないと思うんですよ。何となくこうらしいぞと、それでは判断できませんので、トータルで工夫してできるように、協力していただくようお願いしながら、できる限りやってみてください、ということをお願いしておきます。

○**委員長（工藤 恵美）** 今、小野沢委員の発言とそれから生涯学習部長からの説明がありましたが、このことについて、皆さんは、小野沢委員は委託事業と自主事業が混ざっててもいいから、各5年間の資料を要求いたしました、その要求でよろしいですか。よろしいですか。（「はい」と小野沢委員）はい。それでは、ちょっと努力をしていただいて、教育委員会の皆さんには努力をしていただきまして、相手のあることもありますので、時間もかかるかと思いますが、なるべく資料を出していただけるように御努力をお願いいたします。委員会の資料要求といたします。

他に御発言ございませんか。はい、紺谷委員。

○**紺谷 克孝委員** 今小野沢委員がおっしゃった詳しい資料が出てくれば、もっと鮮明になってくると思うんですけど、1点ちょっとお聞きしたい点は、委託料、これはっていうのかな、委託料の払い方っていうのは、そういうのは、例えば、年間でね、どういう、まあ一括して、例えば4月に払うとか、あるいは何月に払うとか、という方法はどういう方法をとっておられるんでしょうか。

○**教育委員会生涯学習部生涯学習課長（加納 俊一）** 四半期ごとに分けて支出しています。一括ではなくて、四半期ごと。

- 紺谷 克孝委員 何月に。
- 委員長（工藤 恵美） 何月ですか。
- 教育委員会生涯学習部生涯学習課長（加納 俊一） 5月、7月、10月、1月です。
- 紺谷 克孝委員 そうすると、年度当初は5月に払うってことですね。そうすると、例えば年間の予算を立ててる場合は、賃金は毎月これ払ってると思うんで、だから5月の委託料を払う前の、4月の賃金というのは、委託料が払われる前に払わなきゃだめだってことですね。
- 教育委員会生涯学習部生涯学習課長（加納 俊一） そのとおりです。
- 紺谷 克孝委員 そうすると、何ですか、黒字にしておかないとね、その5月の委託料が振り込まれるまでは、どういふのかな、まさか給料を5月にまとめて払うってわけにいかないんだろうと思うので、そういう点では、毎月の支出があるし、年度当初は一定のお金を持っていないと、例えば、この場合ですと、収入支出で黒字を持ってるっていうのは、これを利用して払うっていうふうにはなると思うんですが、それで間違いないですか。
- 教育委員会生涯学習部生涯学習課長（加納 俊一） 基本的には、うちの委託料は5月っていうことでずれ込むっていう形で、その不足分はありますが、あと各園のそれぞれ別な保育料とかの収入ございませよ、そちらのほうである程度は賄っている。ただ、全額かどうかはちょっと確認してませんが、一応そういう実態になってるってことです。
- 以上です。
- 紺谷 克孝委員 そうすると、学童保育の運営を考えれば、これ委託料を払うのを4月からできないかってことも一つあると思うんですが、そういう方法をとるってことは難しいんですか。
- 教育委員会生涯学習部長（種田 貴司） 委託料は児童数に応じての積算になりますから、4月1日、入所してからでないと、申請も委託の契約もできませんし、ということでやっぱり事務作業上どうしても5月になってしまうのかなと。やっぱり保育料なり入所費なりいただいて、教材費なりいただいている部分ありますので、そこで4月分の賃金は賄っていただいているということ。まあなるべく早く支払いできるように努力はさせていただきたいというふうに思いますが、実態的に現実、今、現状では5月になってしまっているという現実でございます。
- 委員長（工藤 恵美） 陳情の減免に絡めて質問してください。絡めて。
- 紺谷 克孝委員 そうですか。資料の説明だからいいんじゃないの。
- 委員長（工藤 恵美） はい、紺谷委員。
- 紺谷 克孝委員 ちょっとよくわかんないんだけど。だから、4月に入ってね、当然前年度の実績ってのがわかると思うんでね、それで概算払いとか、仮払いとかっていう方法をとれば、それほど難しくないと、というふうに思うんですけど、予算はもうついているんですからね。そういうふうに思うんですけど、その点どうですか。工夫できる。
- 教育委員会生涯学習部長（種田 貴司） 委託契約を交わさなければ、概算払いであろうと、契約なしに払うわけにはいきませんので、その契約を交わすするには、やっぱり児童数が明確にならないと契約を交わせないということですから、現在は5月になってますけども、その事務作業を何とか少しでも早めて4月中に払えるようになるにこしたことはないと思いますので、今後どこまで短縮可能なのか、事務

作業がどこまで短縮可能なのか、もう一度検討してまいりたいというふうに思います。

○紺谷 克孝委員 そういう工夫、努力をぜひお願いしたいというふうに思います。

私のほうは以上です。

○委員長（工藤 恵美） はい、よろしいですか。他に御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） ないようでございますので、終結いたします。

ここで理事者は御退席お願いいたします。御苦労さまでした。

（教育委員会退室）

○委員長（工藤 恵美） それでは、これより各事件に対します協議を行いたいと思います。まず議案第16号平成23年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分以下議案5件について、順次各会派の賛否をお伺いをいたします。よろしいですか。はい、市政クラブさん。

○出村 勝彦委員 全部賛成。

○委員長（工藤 恵美） 民主・市民ネットさん。

○阿部 善一委員 市政クラブさんと同じです。

○委員長（工藤 恵美） 公明党さん。

○茂木 修委員 同じです。

○委員長（工藤 恵美） 市民クラブさん。

○小野沢 猛史委員 私ども、先ほども申し上げましたとおり、退職手当債については発行すべきではないと。財政の現状を正しく市民に伝えるためには赤字決算するのは相当であるという判断で、議案第16号一般会計補正予算については反対です。以下、マルです、賛成です。はい。

○委員長（工藤 恵美） 日本共産党さん。

○紺谷 克孝委員 私どもは全部マルです。

○委員長（工藤 恵美） 一通りお聞きをいたしました。各会派の採決態度の確認をいたします。（「議案第71号はどうか」の声あり）ああ、そうだ、そうだ。結局、この全部に反対になってしまいますよね。一部だけでは。

○小野沢 猛史委員 一般会計補正予算、議案第16号です。議案第19号、20号、36号、71号はマルです。

○委員長（工藤 恵美） 議案第16号に反対ということで。

それでは、確認をいたします。議案第16号の平成23年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分につきましては、市政クラブさんがマル、民主・市民ネットさん、マル、市民クラブさん、バツテン、公明党さん、マル、日本共産党さん、マルということで確認をいたしました。これで変わりないですね。はい、わかりました。

では次に、陳情に行きます。陳情第9号函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情については、資料要求が出ましたので、これを継続審査とすることにいたします。はい、それで確認いたします。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（工藤 恵美） はい、ありがとうございます。

それでは、事務調整のために、15分くらいでございます、休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時46分再開

(企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会入室)

○委員長(工藤 恵美) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各事件について順次採決をいたします。

まず、議案第16号平成23年度函館市一般会計補正予算中当委員会の付託部分を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」「異議あり」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員は御起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○委員長(工藤 恵美) はい、ありがとうございます。起立多数でございます。したがって、本案は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第19号平成23年度函館市自転車競走事業特別会計補正予算、議案第20号平成23年度函館市奨学資金特別会計補正予算、議案第36号函館市土地開発基金条例の一部改正について、及び議案第71号平成23年度函館市一般会計補正予算の以上4件を一括して採決をいたします。

各案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、各案は原案のとおり可決いたしました。

ここで理事者はご退席ください。

(企画部、総務部、財務部、競輪事業部、消防本部、教育委員会退室)

○委員長(工藤 恵美) 次に、陳情第9号です。函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号から第3号までにつきましては、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

お諮りをいたします。継続審査とすることに決定しました事件につきまして、本日伺いました意見を踏まえた理由をもって、閉会中もお継続審査する旨、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) 異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

お諮りいたします。委員長の報告文につきましては、委員長に一任願いたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(工藤 恵美) ありがとうございます。異議がありませんので、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして継続審査部分を除き、本委員会に付託されました事件はすべて議了いたしました。

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 休憩宣告

午前11時50分休憩

午後1時01分再開

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 再開宣告

2 調査事件

(1) 函館市立小・中学校再編計画(案)について

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 議題宣告
- ・ 2月27日付けで提出されている資料についての説明を受けたい。理事者の出席を求める。

(教育委員会入室)

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 資料の説明をお願いします。

○教育委員会学校教育部長(岡野 伸二)

- ・ 資料説明：函館市立小・中学校再編計画(案)について(平成24年2月27日付 教育委員会学校教育部調製)

○委員長(工藤 恵美)

- ・ 本件について発言を求める。
- ・ 資料3は函館市立小・中学校再編計画(案)となっている。いつ頃成案化するかも含めて発言をいただきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 全体計画の完了はいつになるのか。
- ・ 学校教育審議会はどのような位置づけになるのか。

○教育委員会学校教育部学務課参事3級(三尾 慎吾)

- ・ 一つの統合について、学校教育審議会への諮問から始まり、関係者の方の同意をいただくまでが1年から2年である。同意をいただき、市として統合方針の決定ということで、実際に統合するまでに2年から4年程度である。これが標準的なこれまでの統合のパターンである。一つの統合でもこれだ

けの年数がかかるので、これだけのたくさんの統合がある本件計画では完了の年次というのは特段示していない。

- ・ 学校教育審議会は、条例で設置しており、教育委員会の諮問に応じて通学区域の設定または変更に関する事、その他教育委員会が必要と認める事項ということで、諮問・答申をお願いしている機関である。学校の再編も通学区域が非常に密接にかかわるので、これまでも諮問・答申をお願いしている。委員は25人で、学識経験を有する者、父母と先生の会を代表する者、教職員、その他教育委員会が必要と認める者で構成されている。

○阿部 善一委員

- ・ 計画の完遂の時期の目安は出ているが、それにとらわれないということか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3級（三尾 慎吾）

- ・ 完了のめどだが、全体計画を4期に分けている。一つの統合で3年から6年になるので、最短でいくと12年くらいで進む。学校の小規模化は相当進んでおり、淡々と進めるというわけにもいかない。一方、保護者や地域の方々とも慎重に協議を進めなければならないので、よく話し合っただけ進めていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 学校再編は地域の問題と非常に密接不可分な関係がある。生徒が少なくなったから統廃合すればいいという話ではないと思う。まちづくりという観点から統廃合についてどのような受けとめをしているのか。

○教育委員会学校教育部長（岡野 伸二）

- ・ 学校は学びの場であり、地域コミュニティの中核でもある。場合によっては避難所の役割も果たしている。子供たちのよりよい教育環境を整備するとともに、まちの活性化やまちづくりの状況も勘案しながら進めていかなければならない。

○阿部 善一委員

- ・ 審議会のメンバーは学校関係者ばかりである。審議会のメンバーを都市計画やまちづくりの観点から入れるべきと思う。
- ・ メンバーの中に現職の校長がいると目に見えぬ力関係が働くことはないと思うが、誤解を受けやすい。再考すべきではないか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3級（三尾 慎吾）

- ・ 学校教育審議会のメンバーには、町会の連合会の方も相当数入っている。そういう意味では、まちづくりに関係しているということで入っている。
- ・ 学校の関係者として、校長、教頭がいるが、現場に密接に携わっている方の話も必要と考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 正式メンバーかサブメンバーかということはある。学校の先生の管理監督権を持った教育委員会から諮問されて、現職の校長や教頭が審議をするのは、おかしな話である。原子力委員会に電力会社の役員が入るのと一緒である。もう少し考えるべきだ。サブメンバーならいい。

○教育長（山本 真也）

- ・ 先般、学校教育審議会を開催した。この諮問の前に、計画案をつくらうとしているということで、一度お集まりをいただいたが、特に現職の教員がそこに多く携わっているということではない。大半はPTAの関係者や学識経験を有する者である。また、教員と教育委員会が上下関係にあるかという点、教育指導方針等に関して指導する立場にあるが、学校運営は各学校長に任せられている。小規模校になっていって、学校運営上のいろいろな問題が生じてもいるので、そういった意見反映も含めて、現職の校長、教頭が在籍をしている。

○阿部 善一委員

- ・ サブメンバーだっていいのではないかな。学校教育審議会が校長、教頭を招いて意見を聞けばよい。発言が封殺されるわけではない。数が多い少ないは問題じゃない。最初からメンバーに入っていることに違和感がある。きょうは問題提起として発言をしておくので、内部で検討していただきたい。

○教育長（山本 真也）

- ・ 審議会の構成は条例の中で学識経験を有する者、そして市立学校の父母と先生の会を代表する者、そして市立学校の教職員、その他という定めがあるので、構成上はいたし方ないと思う。しかし、審議の過程では、いろんな専門部会の設置を考えているので、その中でよく検討させていただきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 下請機関にならないように注視しておく。
- ・ 先ほど、統廃合は防災関係の面からも大事だという発言があった。防災計画の見直しを今やっているが、ほとんど全部の小中学校が避難所に指定をされている。防災上の関係から改修をして耐震化をしていくとなると、この計画とどのように調整するのか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3級（三尾 慎吾）

- ・ 最初の第2グループの中学校は、順調にいけば2年ほどである程度の形になると思う。新年度に耐震診断を全校行うというような予算も上げているので、決まったところについては整合性をとる形になると思う。その後も全体的な流れを見ながら随時あわせながら進めていくという形になると思う。

○阿部 善一委員

- ・ 新年度予算では、耐震化27校で、耐震工事は2校行う。学校の耐震診断をしたときに、これは早急に改修しなければだめだというところが当然出てくる。そういう場合は、皆さんはどういうふうにやろうという方針を持っているのか。例えば非常に耐震度が低いけれども、グループ的にかなり先だとすると、耐震化はやらざるを得ない。しかし、耐震化工事をしたが、すぐに統廃合をされて要らなくなったという場合もありうる。それなりに方針を持っていかないと、いろいろ混乱を起こすだけではないか。きちんと方針を持たなければだめだと思うが、方針はないのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 再編と耐震は難しい調整が必要であるが、まずは1期に3年から6年かかると、4期に分けてやっていくと10年とか20年かかる。そうすると、2期3期となると、やはり10年近く、あるいは10年を超えて今後使っていくということが想定される。耐震診断の結果、非常に低い数値が出ると、そのまま放置するわけにはいかない。当面、教育委員会としては耐震補強をさせていただきたいという考え方を持っている。トータルの方針としては、24年度に27校耐震診断をさせていただき、すべての学校の

耐震の結果を見ながら、一方ではどこの学校を統廃合していくかというのは、今後住民の方々、学校教育審議会の中で議論されていくことになる。第1段階、第2段階に入っていくときに、このIS値も見ながら、統廃合を判断していく一つの材料とさせていただく。2年後、3年後に統廃合の対象になるということが明らかであればまた話は違うが、今そういう状況ではないので、診断の結果を並べて統廃合、再編を進めていくことになると考えている。

○阿部 善一委員

- ・ 新年度予算で27校の耐震診断をやって、1年くらいで結果が出る。しかし、翌年度から耐震化工事にかかるとして、予算の関係からしても単年度で27校やるということはありません。それは3校なのか4校なのかかわからないが、そうすると7年、8年もかかるような状況が生まれてくる。私はお金がかかってもいいと思っている。耐震化後に統廃合になっても、耐震強度をもっていなければ、子供の命のためにお金をかけてもいい。仮に1年、2年で廃校にならざるを得ないということでも、子供の命を守るという観点からすれば安いものである。
- ・ 来年にデータが公表されて、うちが耐震強度が一番低いけれども予算が付かなかったとなると、廃校になるんじゃないかと思われる。参考までに、再来年度の耐震化の工事というのは何校くらい見込んでいるのか。また、基本的には27校全部やるのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 27校診断するが、診断した結果、大丈夫だという可能性もある。再編のスケジュールからして、改修する時点で学校を使わないということが明らかであれば、手をつけることにはならない。必ずしも27校全部を改修するわけではない。

○阿部 善一委員

- ・ 例えば3年先、5年先に廃校になる場合は、その学校は耐震化をやらないのか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 再編の中でこの学校は使わないということが決まってから手直しをするということはない。教育委員会としては、校舎として使っている以上は耐震改修を着々と進めていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 今までの調査で耐震化が必要な学校は何校残っているのか。

○教育委員会生涯学習部施設課長（大島 由紀）

- ・ 耐震化されていない学校は、現在小学校で28校、中学校で18校、計46校である。これにはまだ未診断のものが含まれている。

○阿部 善一委員

- ・ 耐震化を行う学校の選択は非常に微妙である。後回しにされたところは、統廃合ありきで進んでしまう。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 基本的には耐震工事はIS値が低いところから順番にやっていきたいが、廃校が決まれば、やはりお金をかけることにはならない。ただ、決まるのは、あと5年、10年、20年かかっている中で決まるので、今時点で、すぐにこの学校は使わないから手をつけないということではない。来年明らかにな

った時点では、まだ統廃合の対象学校は決まっていないので、I S 値の低いところから順番にやっていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 統廃合の計画年次というのは、かなり長いスパンのものではない。統廃合は決まっているがI S 値は低いと、耐震化をしないで何年か使うことになる。そこで、使っているのかどうか、あるいは統廃合を急ぐべきかという問題が出てくる。うちの子供を耐震化しないところに通学させて、どうしてくれるんだという父兄の意見だって出てくる。かなり神経を使って進めてやっていかないと、大変なことになり得る。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 再編がなければI S 値の低いところから順番にやっていく。それもI S 値が低いからといって一気にできるわけではなくて、現実的には順番にやらざるを得ない。そうすると、I S 値が低いにもかかわらず何年間かその校舎を使わなければならないということは起こりうる。それと同様に再編を進めるときには、この学校はもう使わないということが決まった時点で、もう手をかける必要がなくなる学校が幾つか出てくるだけである。I S 値が低いところから順番にやることに変わりはない。

○副委員長（紺谷 克孝）

- ・ 説明がわかりづらい。

○阿部 善一委員

- ・ 方法を変えたらいいのではないか。建築年次と地盤の関係が耐震化の問題での一つの大きなファクターになる。再編よりも第一義的に考えなくてはならないのは、子供たちの命を守ることである。再編を急ぐとか、急がないということ、地域性でなくて、そういう問題から統廃合をしていくという手法もあるような気がする。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 耐震診断をする優先度調査というものをやって、悪そうなところから、低そうなところから耐震診断をやってきている。残っている27校というのは、今までのよりはましだと思っている。本格的な耐震診断をやっているわけでないで、例外的なものも出てくる可能性もあるが、傾向としては、これまでよりはましだと思っている。再編がなければ、全部一気にやるにこしたことはないが、限られた財源の中では、とにかくI S 値が低いところから順番にやっていくと考えている。今再編の第1期、第2ブロックの中学校の話し合いがこの1年、2年の間で進むと、この校舎を使いましょう、この校舎は使いませんという結論が出される。そのときに使うところはもちろん手をかけるし、使わないところは手をかけない。順番からはずされるということである。次に5年後なのか8年後なのか、第2期の使わない校舎が決まったときに、この順番からはずす。そういう基本的な考え方の中で進めていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 廃校になると決まった学校は、決まった時点から耐震化の工事が残っていてもやらないということで、何年かは子供たちはその学校を使うということか。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 再編にかかわらず順番にやっていかざるを得ない現実を考えると、その間はやはり I S 値が低いまま現状の校舎を使わざるを得ないということに変わりはない。再編計画が出てきたからその危険な校舎を使わなければならない期間が長くなるとか短くなるとかという話ではないと思う。

○阿部 善一委員

- ・ どうもよくわからない。早めに行き止るところがあれば、やったほうがいいのではないのか。子供たちのためになるというのであれば、そのほうがいいような気がする。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 計画の進めに当たり、今こういう形で 1 期から 4 期までという形でお示した。ただ、やはり耐震診断の結果が公表されると、そういう声が上がってくるのも十分考えられる。例えば地域の方から、学校もこういう状態なので早く統合してほしいという声があれば、そこは柔軟に考えていきたい。

○阿部 善一委員

- ・ これは避けられない問題だと私は思う。あとは規模や通学の距離の問題などが残るが、耐震化という問題を抱えているだけに、話を進める上でそれはかまわないと思う。もちろん地域の合意が必要な話だが。そういう答弁があったので重要な要素として進めていただきたい。
- ・ 資料として、例えば通学距離の問題もあるので、それぞれの学校を中心とした円の範囲を示したものを出せないか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ このグループをつくるときにおおむね 6 キロという範囲で考えている。その中に一つ学校があれば、仮に中心部に学校があったとすれば直線距離で片道 3 キロぐらいの通学距離で収まる。そこに中学校が例えば 2 校あればもっと短くなっていく。小学校はもっと狭い範囲になる。距離的にはそれほどのものにはならないと考えている。資料としては、各学校ごとに一定の円を描いたものでよいか。

○副委員長（紺谷 克孝）

- ・ 第 2 グループだけでなく全グループについて、円を描いて距離をわかるような資料を要求したいと思うがどうか。（異議なし）

○板倉 一幸委員

- ・ 耐震の問題と学校再編の関係について、基本的には診断をして I S 値の低いところからまず耐震工事をすることは確認をさせていただいた。子供たちの命にかかわるので、基本的には危険度が高いところからやっていくということをお願いしたい。
- ・ 先ほど委員長から計画をいつ成案化するかという話があったが、議会での議論と学校教育審議会の議論との関係はどうなのか。学校教育審議会が、独立性を持ちながら非常に権威のある立場で議論するのであれば、学教審の答申があって初めてこの再編計画というものが決定される。それまでは成案化できないと思う。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ この計画をつくるに当たって、全市内的な再編の必要性について学校教育審議会に諮問し、学校教育審議会でも再編が必要だということで、計画をつくるようにという答申をいただいた。それで指針をつくったわけだが、この指針も学校教育審議会に報告し、早く計画をつくるようにというお話で進

んできている。したがって、この計画自体は教育委員会がつくるものと考えている。決定がいつになるのかは、きょうの委員会の話も含め、今月末に予定されている教育委員会で、特に修正がなければ、決定になると考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ この後の統廃合の流れは、学校教育審議会へ諮問をし、審議会において意見を聴取した後答申があり、その答申を踏まえて説明会を開催することになる。具体的なグループごとの進め方について再編計画が書かれているが、そういったことも含めて学校教育審議会の答申があって計画が決定されるということではなくて、諮問をする前に教育委員会で計画を決定することになるのか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 計画自体は教育委員会が策定するので、計画を学校教育審議会に諮って決めるものではない。今後諮問するのは、第 2 グループの中学校の統廃合について諮問するわけで、協議していただいて、地域の方にも聞いていただいて、答申をいただく。答申をいただくと総務常任委員会のほうにも報告させていただくという流れになる。

○板倉 一幸委員

- ・ 平成29年度における児童数、生徒数、見通しに基づいて計画を執行するということが、市が進めているいろいろなまちづくりの施策との整合性について、状況に変化が出てくれば変更もしていくのか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 今押さえられる数字というのは今年度のゼロ歳児の子供の数が一番参考にできるので、それをもとに29年度の推計をしている。過去 5 年間の各学校ごとにその地域に住んでいる子供の入学率の平均で出しているの、今後のまちづくりの関係で人口の移動も考えられる。注意しながら進めていきたい。

○板倉 一幸委員

- ・ 通学区域について小学校は 4 キロ、中学校は 6 キロを基準にしているということだが、この通学時間はどれくらいか。

○教育委員会学校教育部学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 4 キロ、6 キロというのは、文部科学省で示しているおおむねの目安である。実際に子供たちの歩く時間については、低学年、高学年、中学生でさまざま違うと思うが、おおむね小学校だとやはり 1 時間ちょっと、中学生についてもそれくらいはかかると考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ パブリックコメントにも通学距離について意見があった。実際に 1 時間やそれ以上を学校の登下校で歩くというのは、非常に子供たちにとって肉体的、精神的なストレスになる。教育的な配慮がなされなければ、非常に大きな問題になるのではないかと。まして、子供たちの通学にかかわって危険があったり、あるいは不審者がいたりという状況がある。断定を言うわけではないが、そういった危険性の中でそういった長距離を歩かせるということは非常に危険だ。そのことによって通学を拒否するというようなことがあり得るのではないかと。そこにはやはり十分配慮をする必要があると思うが、どう考えるか。

○教育委員会学校教育課学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 板倉委員のおっしゃるとおりだと思ふ。私どもも決して 4 キロ、6 キロを基準にグループ分けをしたわけではない。こういう範囲の中ではそういう距離にはならないという想定の下に考えている。今後話し合いをしていく中でも十分に保護者や地域の方とお話し合いをしながら進めていきたい。

○板倉 一幸委員

- ・ 同一のグループ内であっても、小学校、中学校で通学区域の見直しはあるのか。グループ内で通学の区域の見直しはしなければならないが、グループを超えた通学区域の見直しも行うということか。
- ・ 耐震の問題について I S 値の低いほうからやっていると、最短12年と言いながらももう少し長くかかると思うが、その間、子供たちに危険な場所で学習をさせるわけにいかないで、危険なところは改修工事をしたけれども、実際に統廃合をしてその学校を使わなくなるということが現実的に起きてくる。その場合に施設をどうしていくのか。地域のコミュニティの核となるので、地域で使わせてほしいとかいろいろ意見もあると思う。基本的な方針を持つべきだと思うがどうか。

○教育委員会学校教育課学務課参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 閉校後の学校で使えるものは、どういう活用をするかも含めて、市長部局や地域の方とも話し合いをしながら決めていかなければならないと考えている。

○板倉 一幸委員

- ・ 今回の計画案の中で、耐震化の工事をしたところは何年にしたということが載っている。耐震診断の必要がない新しい学校の状況などがわかるようにしてもらえないか。これは耐震工事をしたところは、何年に耐震補強をしたと記載されている。耐震診断が必要な学校がどこかということがあればいいと思う。それから学童保育に使用されている学校などもあるので、どこで使用されているのかについても、この図の中に記載をされているとわかりやすい。そういった資料をいただけないか。新年度に27校の耐震診断をするが、その I S 値の結果を学校ごとの表にした資料をいただきたい。学校開放事業や地域に開放している学校も含めて。

○教育委員会生涯学習部長（種田 貴司）

- ・ 先ほどの図面に入れると煩雑になるので、小学校、中学校、建築年次がいつで、診断がされているか、耐震済みかどうか、学童や学校開放をやっているかというような学校ごとの一覧表を用意させていただきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ ただいまの板倉委員の資料要求について、委員会として要求することでよいか。（異議なし）
- ・ 教育委員会に資料をお願いする。

○小野沢 猛史委員

- ・ 本州方面の高等学校の場合、第1体育館、第2体育館があるのは、どちらかという当たり前だと思う。中学校は確認してないので定かなことは言えないが、それなりの学校規模で部活動も盛んなところは、今の学校の施設では十分ではない。いろいろなクラブがあつてお互い調整して使ってはいるが、かなり不自由な思いをしていると思う。子供たちの学ぶ環境を少しでもよく整えようということは第一義的な目的だと思うが、一方で財務部は学校を何とかしなければだめだということを全く別の

意味からもいろいろ言っている。単に学校の規模というだけではなくて、施設の内容も含めて、この際だから少しわがままを言って、しっかりしたい施設を整えてほしい。地域にとっても教育は百年の大計だと思う。

- ・ 桐花中学校があって、すぐそばに亀田小学校がほぼ隣接して、大川中学校がある。桐花中学校と大川中学校が同時に残るといことはあり得ない。例えば、桐花中学校が残って、亀田小学校が残ってという場合、学校の施設の改善ということを考えると、亀田中学校を全部更地にしてグラウンドにするとか、あるいは体育館は第2体育館にするということを考えてほしい。そういうことも頭に入れながら全体の統廃合の進め方を考えてほしいが、どうか。

○教育委員会学校教育部長（岡野 伸二）

- ・ 仮定の話はなかなか答えづらいが、教育環境を整えるというのが大前提であり、保護者や地域の要望をさまざまお聞きする中で、残る学校はどんな施設がいいのかということも、十分にいろいろな要望もお聞きしながら進めていきたい。

○小野沢 猛史委員

- ・ 要望を聞くことは大事なことから、それはしっかりとやってほしいと思う。しかし、教育委員会の姿勢としてこうしたいということをもっと自己主張してほしいと要望しておく。

○紺谷 克孝委員

- ・ 第2グループの説明会の概要が資料で示されているけれども、PTAや町内会というのは、多分PTAや町会の役員だと思うし、学校関係者も教頭と校長だけだと思う。それぞれ責任ある立場だから、もちろん貴重な意見も出ていると思う。しかし、今子供のいる方やこれから産むという若いお母さんやお父さんの意見を十分聞く必要があるのではないか。学校も教員が置かれている立場が非常に複雑になってくる。例えば人数が減ると教科を教えることが大変になってくる。現場で携わっている教員の方もこの問題には関心があると思う。校長や教頭が教員のすべてを代弁しているとは思えない。そういう人たちの意見をもっと反映しないと、全体的に成案にするという中身になっていないと思う。もう一点は、第2グループだけしかやっていないで、ほかのグループについても案を取るのか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ 計画素案については、再編の基本的な考え方、全体的な見通し、進め方などとともに、再編計画の第1期としての第2グループの学校を規模や通学区域、施設の状況などを示して、具体の再編の方向性を検討していくという形で考えている。教育委員会としては、この素案が、今後の再編の基本的な考え方や見通しを示したものであることから、パブリックコメントの実施によって、広く市民全体の意見をお聞きした。一方、第2グループの中学校については、この計画策定後に早急に具体の統廃合について検討することになるので、中学校の校区、通学区域にかかわる保護者、地域の方々等役員の方も対象とした説明会を7つの中学校でさせていただいた。今後、第2期以降については、第1期と同じように、具体の計画に入る前に再編の対象となるグループの保護者や地域の方々に同様に説明していきたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ パブリックコメントをしたことによって、成案化するという考え方が。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ パブリックコメントという形で、今回の中身については意見をいただいた。

○紺谷 克孝委員

- ・ それは納得できない。第 3 グループ、第 1 グループについては、第 2 グループと同じような形では何も相談していないで、パブリックコメント 16 件だけで成案化するということについては、拙速すぎるのではないかと。もっと大事な問題である。教育委員会としては、幅広くさまざまな形で意見を聞きながら進めていくという基本をぜひ貫いてほしい。私はこの第 2 グループも非常に不十分だと思っている。再考すべきだと思うが、いかがか。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 計画の指針を平成 21 年 3 月につくった。その中でほとんどの考え方は網羅されている。それをもとに再編を進める順序等を示したので、基本的な再編を進める考え方については、指針で周知されたものとしてつくっている。第 2 グループについては、新年度早々にも動き出していくので、急に決まったということで話をするわけにはいかないのだから先に説明をした。

○紺谷 克孝委員

- ・ 案でないものを見るのと、案を見るのと、やはり受けとる側は違うと思う。案であればまだ意見を取り込んでもらえるが、案も取られて正式な文書として教育委員会から示されると、これは決まったものだというふうになるのではないかと。最後の統合同意書と要望書の提出の時点まで案であってもいいのではないかと。同意書が必要なかどうかちょっとよくわからないが、どんな場合でも貴重な意見は取り入れるという観点はあるわけである。案をとってから貴重な意見が出てきても絶対に取り入れないという考えではないはずである。そうすると、やはり案として可能な限り、市民に公聴して、それをしんしゃくした上で、最終的に成案として決めればいいと私は思う。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 歩を進めていくためには、どこかの時点で計画という形にしなければ、その次に進めないということもあるので、このような形で進めていきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 統合同意書の説明をお願いしたい。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 学校教育審議会で協議して具体的な統合校の位置、区域を決めていただき、答申をいただく。答申をいただいた後、教育委員会ですべてのことを踏まえて方針を決定し、保護者や地域の方と話し合いをしていく。その中で、統合について同意するというので、これまでの流れでいくと文書をいただいている。合わせて、統合する際には、学校施設についての要望もお聞きしている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 同意書は全保護者からとるのか。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 保護者の会として会長から書類をいただいている。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ だれとだれが取り交わすのか。教育委員会とPTAか。校長とPTAか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ PTAである。PTAの会長名である。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 教育委員会が同意書をとるのか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ 同意するという書類をいただいている。

○紺谷 克孝委員

- ・ よくわからない。なぜPTAだけで同意書をとるのか。PTAの会長が判を押すと保護者が全員がこれを同意したとみなすわけか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ もちろんPTAの総会を開いてやるという形になる。

○紺谷 克孝委員

- ・ 総会で3割がだめだと言ったり、あるいは半々に分かれたり、あるいは1割の保護者がだめだと言った場合はどうするのか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ 合意が得られるかという部分はあるが、総会の決議になる。

○紺谷 克孝委員

- ・ PTAの同意書をとる前に一人一人の保護者とどれだけ話を詰めて同意してもらおうかということが前提にあるのではないか。PTA任せで判をもらったから、何割反対しようといいたという話にはならないと思う。しかも、これから学校に入るお母さん方、子供たちが通うところだから、現在いるPTAの同意を得たからって、これから通う人たちの気持ちは何もしんしゃくしていない。だから、現在あるPTAだけから同意書をもたらすということについては、非常におかしいと思う。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ そこに至るまでには教育委員会と保護者の方たちと何度も協議しながら、話し合いを進めながら、理解をいただいた上で、そういう形になる。一方的に役員の方だけとお話ししてそういう形になるということでは決してない。

○紺谷 克孝委員

- ・ 第2グループの説明会を見ても、役員を中心に話を聞くだけでは、そういう気持ち感じとることができない。私は若いお母さん方が集まったところにも少し顔を出したことがあるが、非常に心配している。これから子供たちを学校に通わせる保護者の声などをよく聞くということと、第2グループだけで、14件のパブリックコメントだけで、もう案をとってしまうということだが、なぜ急がなければだめなのか。もっとたくさんの人の貴重な意見を聞いて、お母さん方の納得を得た上で、この案をとっていくという。どうしても教育委員会は何となくかたくて、どんどん決めてしまうというイメージにとらわれがちになると思う。だから、今年度中に案をとるというものではなくて、もっともっと煮詰めた上で、若いお母さん方の声も含めて、現場の先生の話もよく聞いて決めていくのが計画だと思

うので、そこはもう少し延ばせないのかと思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ このやりとりはかみあわないから、紺谷委員の御意見ということでお聞きしてはどうか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 紺谷委員の質問なので続けさせていただきたい。

○教育長（山本 真也）

- ・ 今回の再編計画は、私も教育長になって経緯をお聞きしながら進めてきた。平成21年3月に小・中学校の配置についての基本指針を策定する際に、方々で、学校教育審議会においてもいろいろな議論もいただき、地域説明会も行われたとお聞きをしている。そういう地域的な議論も含めて、平成21年3月に指針が策定されている。その指針の考え方というのが再編計画のベースになっている。統合が必要なこと、望ましい学校の規模、そして再編グループの編成すらである。今回、平成29年までだが、一定の推定値を基に算出をし、配置をすると、こういう計画になるとお示ししている。考え方そのものは既に指針のときに議論がつくされているという意識は私は持っている。第2グループについては再編計画における第1期計画の説明会と認識をいただきたい。いろいろな意見があれば、まちづくりの推移も含めてそうだが、計画は見直す時期は訪れるかもしれない。しかし、それは成案化した後の話であって、いろいろな意見を取り入れるのであれば、成案化した後に見直しをすればいいと考えている。今後の学校教育審議会において、諮問・答申という形で議論を深めていただこうとしているので、諮問の基となる計画は必要であり、それは教育委員会の責任のもとで成案化させていただきたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 納得できない。例えば第2グループの人たちだけ比較的懇切丁寧にこの案について説明したと。しかし、第3、第1グループについては説明していない。だから市民にとっては濃い、薄いが出てきている。第3グループの人は説明されないままに案がとれるということになる。市民に対して提供する材料、周知についてもバランスが保たれていないと思う。遅い、早いはあるにしても市民に対して均等にきちんと説明した上で、全体となる。第2グループだけ案にすることならわかりやすい。そこは納得いかない。
- ・ 教育委員会の責任で案をとって決定したいと言うが、案がついていたっていい。（「諮問できない」の声あり）とるときは時期的にある。だけれども今年度中ですぐとるとということにはならないのではないか。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 第2グループだけがここについているから問題であるということだと思うが。

○教育長（山本 真也）

- ・ 案というのは、いろんな意見を際限なく聞くという話でもないと思っているし、成案化した後に審議会にかけるとお話をしている。審議会の議論は、子供たちの学習環境も変わってきている中で、やはり急いだほうがいい。耐震化の話は別ではあるが、置かれている状況としては、スピーディな議論が必要だと理解をしている。
- ・ この計画は1部と2部に分かれていて、2部に再編計画第1期分というものがついている。これが

話をややこしくしているかもしれないが、第1期分の対象地域である中学校の第2グループから説明をさせてもらった。全体に対する成案化は、全体になすべきであるので、それはパブリックコメントで行ってきたということである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 納得はできない。パブリックコメントだけで成案にしてしまうということについては非常に不十分である。市民の意見を十分聞くという立場に立たないと、将来どういうふうにご子供たちを教育していくかという非常に大事な問題で、パブリックコメントだけで成案としてしまうことについては了承できない。

○出村 勝彦委員

- ・ 小・中学校の再編計画は非常に難しい問題である。小学校にしても、中学校にしても、生徒が素直で学力も高いところもあれば、学力が低く荒れたところもある。附属小・中学校に入れたがるのは、将来いい高校、いい大学にやりたいという父兄の心理からである。市内の学力検査では、渡島は石狩と比較すると問題外である。学力テストの差は歴然としている。画一的な再編で、4校を3校にするとか、7校を4校にするとか、絞り込んでいく、これで学力が向上するか。そういうことも考えてみる必要があるのではないか。学校経営として雰囲気の良い学校というのは、小学校にしても、中学校にしても、きちっと学力をつけて、さらに上をめざす。それから、生徒自身が素直、人の意見も聞いて、まじめに取り組んでいこうとする。今高校生はピアスをつけたりしている子もいる。それ自体は否定しない。中身が伴っていればいいのであるが。そういう例もあるわけだから、学校編成に関しては、例えば特色ある中学校をつくっていくという考えも必要ではないか。今附属に入りたいという親がいっぱいいる。だから競争率がものすごく高い。学力も高い。それと同じように、再編する場合には、特色をつけた学校が必要ではないか。例えば渡島だけで見ないで、石狩の学校を見たことがあるか。再編について、いろいろ聞いたことはあるか。函館以外でも、札幌南・北はさることながら、帯広にしても、旭川にしても、非常にレベルが高い。全道的な面で函館は本当に低い。それをどう解消していくのか。学校の再編とあわせて考えてみる必要があるのではないか。

○教育委員会学校教育部参事3級（三尾 慎吾）

- ・ 今回の再編計画は、少子化によって学校の小規模化が進んでいるということで、教職員の問題と、それから子供たちが少なくなることで、切磋琢磨する環境が少なくなってくるということも含めて、学校をある程度の規模にすることにより、よりよい学校の環境をつくろうということで考えたところである。ほかのところの再編計画も、道内はもちろん全国的にあちこちのホームページ等を見て調べてはいるが、どこも少子化によって学校の規模が小さくなるということで、大変苦勞されている。

○出村 勝彦委員

- ・ 市内の中学校でも、端的に言うと、的場はいい学校だ、どこどこはだめだとか。それはやっぱり進学の面から見ているのだろうか。小学校は、柏野がいいとか、いろいろな意見がある。一概にその区域で統廃合を行うということはいかかなものかなと思う。学校再編に関しては、もうちょっと深く考えてみる必要があるのではないか。今まで非常にあれだった学校が、今度はパブリックコメントによって、多数の意見だからといってボツにされる場合だってあり得る。附属小・中学校は遠いところか

らでも入れたいと。七飯、上磯とか、ほかの地域からも入ってきている。遠い、近いの問題ではない。学校の質の問題も入ってくるのではないか。その辺どういうふう考えているのか。

○教育委員会学校教育部長（岡野 信二）

- ・ 市内の学校にさまざまな学校があることは十分承知している。今回の再編と学力との関係という難しい宿題をいただいた。今少子化という大きな中で、学校の中の学習内容にかかわって、多少集団ができることによって学級の中で思考、物事を考えたりするときに、少人数よりもグループ活動ができることにより環境をつくったほうが、より学力の向上につながることがあり得ると考えている。また、グループ学習だけでなく、友人関係も含めて、生徒の健全育成という面でも、一定の集団があったほうが、プラスになるのではないか。中学校で言うと、部活動などでは、実際にいろいろな部活動を閉じなければならぬ。バスケットはこの人数ではできないので、卓球とかどちらかという登録が少ない部活動をやっていかないとだめだとか、さまざまな学習環境の変遷が少子化によってある。子供たちの教育環境を何とか整えたいという意味での再編を進めていきたいと考えている。

○出村 勝彦委員

- ・ 私も中学校の同窓会長をやっているが、校長が目標にしているのは、生徒の学力を高く、素直で、事故もなくということ。単にその年のラサール高校、中部高校の合格者が多ければいいという問題ではなく、文武両道でしっかりした子供を育てるということが基本であり、そういう考えでやらなければ学力も下がっていく。現実に函館が一番学力が低い。そういうことも加味しながら学校再編するということを考えていくべきでないか。

○教育委員会学校教育部長（岡野 信二）

- ・ 函館は学力が低いという御指摘を受けたが、学力向上については、それぞれの校長が子供たちの実態に合わせながら、先生方と十分協議しながら、少人数学級、放課後の学習だとか、それからどういうワークシートがいいのか、先生方自身も授業力の向上、研修などさまざまな形で、学力向上策を十分とっているとらえている。それぞれの学校によって結果に差異があることは十分承知しているが、統合・再編された学校にいても新しい伝統をつくりあげていくわけなので、新しい教育環境になったということも一つの契機にしながら、校長を中心に子供たちの学力向上にかかわる取り組みがなされていくことと考えている。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 他に御発言ないか。（発言なし）
- ・ 発言を終結する。
- ・ 委員の皆さんに御相談だが、この計画案の案を今年度中にとるかとらないかということについて、御意見をいただきたい。
- ・ それから、参考資料として必要ということで資料要求もあったが、再編計画の議論と違いがあるように感じたが、それも含めて御意見をいただきたい。

○阿部 善一委員

- ・ 資料をお願いしたのは、4キロで1時間以上もかかるということがどういうことか、だいたいわかってくる。できるだけ早く出してほしい。

- ・ 統合同意書をPTAからとるとするのは、法的に何の根拠もない話で、PTAにそのことを求める意味がわからない。PTAは、統廃合の決断をする団体ではないはずで、撤回してほしい。全体の意思をどうやって確認するかっていうことは残るけれども、それをPTAに求めることはおかしい。それがはっきりしない中で案をとるということは、別に私はとってもいいかなと半分くらいは思っているけども、2つの疑問があるのでコンクリートで決まれば困る。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 部分的に手直しが必要であれば、案をとってもいいということか。

○小野沢 猛史委員

- ・ 質疑再開するわけにはいかないだろうから、意見として聞いておけばいいと思う。教育委員会の説明からは、今までも方針を決める際に十分意見を聞いて慎重に進めてこられたと理解しているし、この先さらに前に進んでいくということになれば、案をとらないと具体的な話ではできないので、私は案をとってしかるべきだというふうに考えている。
- ・ 資料については、これから具体的にどこに統合していくかという議論が進んでいく過程で必要になる資料ということで、案をとるとらないということとはまた別の性格のものだと理解している。
- ・ PTAの同意についても、どこかでだれかが理解を示したという形をつくって進めていくということも、やむを得ない。この場合、地域住民の一人一人に聞いて歩くわけにもいかないし、実際に子供を預けている親の意見を聞いて決定していくことには、一定の合理的な理由はあると思う。かつて谷地頭小学校と青柳小学校を統合するとき、統合される側がかなり抵抗して、校名は青柳を残すということでもめた経緯もある。あのときに、私の友人が谷地頭小学校のPTAの会長をやっていて、いろいろ相談されたこともあるが、PTAは慎重に、真剣に考えて、時間をかけて議論している。そういう重みがあると考えれば、それはそれで合理性があると思う。

○阿部 善一委員

- ・ 同意と同意書は違うと思う。PTAの同意を得るためにいろいろな努力をするし、同意は必要である。同意ならいいが、法的な根拠もないのに同意書というのはおかしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 統合同意書として、「書」が入るとやはりどきっとするようなこともある。そういうところを見直しできるものなのかどうかも考えていただきたいと思う。
- ・ そのほかに御意見はあるか。

○紺谷 克孝委員

- ・ 同意書に関しては、いい方向でいけば地域の了解を得ていくという役割はある。しかし、例えばフイフティー・フイフティーに近い形のときは、反対意見の口封じになるという危険性もある。だから、これは非常に慎重に扱わないとだめなものだと思う。例えば、2割、3割、4割の人が反対していても、PTAで決めたと判を押すと、もうほかの人の意見は生かされないという危険性も含まれていると思う。

○板倉 一幸委員

- ・ 私もそう思う。同意は必要だと思うが、それが同意書なのか、あるいは別な意味での同意をする手

段があるのか。その辺のところは、成案化する時点に当たっては統合同意としておいて、それを具体的に「書」にするのか、「書」でないのかっていうのは、これから少し検討してもらえばいいのではないか。そうであれば案をとることには賛成できる。

○小野沢 猛史委員

- ・ 板倉委員の折衷案で進めていただいているのではないかと。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 折衷案だったのか。

○板倉 一幸委員

- ・ 折衷案ではない。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 弥生小学校のときも、あの校舎を保存する、保存しないということで、平行線に進んでいたように思ったが、PTAの会長の言葉はすごく重みがあり、決定打になった。同意書があったとは知らなかったけれども。今のやりとりを聞いて教育委員会はどう思うか。

○教育委員会学校教育部参事 3 級（三尾 慎吾）

- ・ 私どもとしては、関係者の同意がいただければ結構なので、書類として形に残すかどうかについては、板倉委員のお話のとおり、これから検討させていただきたい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ いろいろな御意見が出た。この議論を踏まえて教育委員会は慎重に事を進めていただきたい。皆さん、それでよろしいか。（異議なし）
- ・ それでは今年度中に、きょうの議論を踏まえいろいろ見直しをしながら、この案をとっていただきたい。そのように計画していただきたい。それではこの件に関して終わる。
- ・ 理事者は退室願う。

（教育委員会退室）

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 調査事件のその他だが、これからの進め方について御相談したい。
- ・ これまで、当委員会の継続調査事件として調査を行ってきた「北海道新幹線にかかわる諸課題について」について、今後、江差線における沿線 3 自治体の負担割合を決定する予定となっている。今年度中ということだが、このことを閉会中継続調査事件にと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ そのように確認させていただく。

○小野沢 猛史委員

- ・ 正式着工となれば江差線だけではなくて函館・小樽間の経営をどうするかということが話題になるので、そのことも含めて調査課題としてほしい。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ 新幹線にかかわる諸課題としてであれば大丈夫である。

○阿部 善一委員

- ・ 4 月に特別委員会をつくるとかという話が聞こえているが。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ それは私の発言ではないので。

○阿部 善一委員

- ・ 雑音飛んでるんだけど。委員長は反対すんだべさ。

○委員長（工藤 恵美）

- ・ いや、私が言っている話でない。それは、またその他でお話しさせていただく。
- ・ 「防災対策について」は、閉会中に地域防災計画の市独自の見直し等に関する項目を盛り込んだ改訂の素案が当委員会に提出される予定となっているので、この素案を調査するためにも、閉会中継続調査事件としたいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ 「函館アリーナの整備について」だが、基本設計完了の前の5月末頃に基本設計の概要が示される予定となっている。この基本設計の概要が示された時点で、委員会を開催し調査するため、このことも閉会中の継続調査事件としたいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ 当委員会委員協議会で議論してきた財政の中期的な見通しに関わり、今後の収支見通しと行財政対策の概要いわゆる「行財政改革プラン」の概要が示される予定となっている。この概要が示された時点でも、委員会を開催したい。これも閉会中継続調査事件としたいと考えているが、いかがか。（異議なし）
- ・ 確認させていただいた。
- ・ 閉会中継続調査とすることに決定した各事件については、さきほどの理由をもって、議長に申し出たいと思う。これに御異議ないか。（異議なし）
- ・ その他、各委員から何か御発言あるか。（発言なし）
- ・ 散会宣告

午後3時22分散会